

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和6年11月29日付けで行った文書「中期事業計画（令和6年度実施計画）におけるプラスチック製容器包装収集運搬に係る資料」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和6年12月9日付け6瀬環第261号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和6年11月29日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和6年12月9日付け6瀬環第261号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 公文書不開示決定通知書の公文書が存在しない理由として「開示を希望する内容を記載した資料を作成していないため」と記載されている。

イ 中期事業計画（事業明細書）の要望事項として、プラスチック製容器包装収集運搬業務委託を週1回実施するとしており、現行の月2回収集から週1回収集にする予算が倍以上になる。倍以上の予算を要求するには、財政課及び政策推進課への説明資料を作成しているはずである。

ウ 説明資料は、ごみ処理事業の効果として減量化の促進、市民に利用しやすい分別収集の整備・拡充が可能になるものが作成されているはずである。

以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

審査請求人が求める公文書は作成しておらず不存在であるため、開示することはできない。なお、予算要求にあたって作成した説明資料は、別の開示請求（6瀬環第69号）に基づき審査請求人に開示済みである。審査請求人の期待する事項を記載した説明資料は作成していない。

4 審査請求に係る経過

令和6年11月29日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

令和6年12月9日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付

令和7年 3月 7日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和7年 4月 8日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和7年 5月 9日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和7年 6月 9日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和7年 6月 20日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

財政課に予算要求する際に説明資料を作成せず、正式な決裁も経ずに要求することが想定できない。プラスチック製容器の収集を月2回から週1回にした場合の効果について、市民や財政課に対しても説明すべきであるから、文書は必ず存在すると考えている。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 予算要求に当たって作成した資料は別の開示請求で開示済みとのことだが、それはどのような文書が開示されたのかを確認した。

処分庁によると、「事業明細書」、「プラスチック製容器包装の収集拡大について」及び「中期事業計画 事業別一覧表<課別>」を開示したとの説明であった。

イ 「事業明細書」がどのような文書かを確認した。

処分庁によると、市が作成している中期事業計画において、今後3年の予算を確保する査定に使用するためのものであるとの説明であった。

ウ 予算要求する際に事業明細書のみを示したのかを確認した。

処分庁によると、この事業明細書を提出した時点ではすでに収集日を週1回にすることが議論尽くされており、予算要求するだけの段階であったため、この資料のみ提示したとの説明であった。

エ したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する「中期事業計画（令和6年度実施計画）におけるプラスチック製容器包装収集運搬に係る資料」については、存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。